

札幌市一時預かり幼稚園 2 歳児受入れ促進事業実施要綱

(平成 31 年 3 月 12 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、幼稚園において、保育を必要とする 2 歳児の受入れを促進することにより、保育の受け皿を拡大し、安心して生み育てられる環境づくりの推進に資することを目的とし、札幌市一時預かり幼稚園 2 歳児受入れ促進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(事業実施施設)

第 2 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち、札幌市が定める基準を満たし、かつ市長が認定した施設（以下「実施施設」という。）とする。

(対象児童)

第 3 条 満 3 歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして認定（以下「保育認定」という。）を受けた 2 歳児であって、実施施設が事業の実施対象として必要と判断し、市長が認めた児童とする。ただし、2 歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該 2 歳児が 3 歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

2 保育認定は、児童の受入れ時点だけでなく、受入れ期間中においても継続して認定を受け続けていることを要件とする。

3 利用にあたり、受入枠を超過する申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受け入れを行う。

(開所日及び時間)

第 4 条 保育時間は正規の教育時間を含む 11 時間以上とする。

2 休園日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに年度ごとに 5 日を限度として実施施設の設置者が定める日（当該日の 1 か月前までにあらかじめ対象児童の保護者に周知を図った日に限る）とする。ただし、休園日の開所や延長保育を妨げるものではない。

(受入枠)

第 5 条 実施施設は、市長と協議の上、定めるものとする。

(職員配置)

第 6 条 実施施設は、事業の実施に当たっては、対象児童の年齢及び人数に応じ、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）第 182 条第 2 項の規定に準じ、保育士又は保育教諭を保育従事者として配置するものとする。

2 前項に定める保育従事者のうち、専従の保育従事者の人数は、2 人を下回らないこととする。

3 前項の規定によらず、事業が実施施設と一体的に運営されており、事業を実施するに当たり実施施設に勤務する保育士又は保育教諭の支援を受けることが出来る場合は、専従の保育従事者を 1 人とすることができる。ただし、その場合においても、保育従事者の人数は 2 人を下回らないこととする。

(保育室及び保育の内容)

第7条 実施施設は、原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保するものとする。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、当該施設の空きスペースにおいても実施できるものとする。いずれの場合も、対象児童の年齢及び人数に応じ、条例第181条の規定に準じた設備とする。

2 保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意する。

(事業の実施方法)

第8条 実施施設は、対象児童の保護者から希望があった場合には、対象児童に対し給食を提供することができるものとし、保育に当たっては、適宜、実態に合わせて実施するものとする。

2 実施施設は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

(事業の実施手続き)

第9条 実施施設の設置者は、実施する事業が本要綱に適合するものとして第12条に定める補助金の交付申請を予定する場合には、事業計画について、毎年度市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

2 事業の実施内容を変更しようとする場合には、変更しようとする内容について事前に市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(事業の廃止手続き)

第10条 実施施設の設置者の都合等により事業を廃止する場合は、実施施設の設置者はあらかじめ実施施設に在籍する児童の保護者に十分に説明を実施のうえ、事業廃止月前までに市長にその旨書面をもって申し出るものとする。

(利用料)

第11条 実施施設は、事業の実施に当たって、保護者に費用負担を求めることができるものとし、その場合、あらかじめ実施施設において、その負担方法及び負担額(以下「利用料」という。)等を定めるものとする。

2 利用料の設定に当たっては、次表に定める児童1人当たりの標準利用料(日額)を基準に設定するものとするものとする。

「児童1人当たりの標準利用料(日額)」

基本分	長時間			備考
	8時間を超え 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上	
8時間まで 1,850円	230円	460円	690円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として別途利用料に加算する。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第2条に定める実施施設の設置者がこの事業を実施したときは、別に定める

ところにより予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(様式)

第13条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。